

施設等利用給付 認定申請書

(新2号・新3号(法第30条の4第2号・第3号)認定用)

盛岡市長 様

以下のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。なお、幼稚園・認定こども園・特別支援学校の利用に当たっては、預かり保育事業(※1)も併せて利用します。※1預かり保育事業には、幼稚園等が実施する預かり保育事業のほか、預かり保育事業が①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第30条の3において準用する法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な世帯情報や課税情報等の文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。また、盛岡市幼稚園等副食費補足給付金の支保有する学齢簿等を市が閲覧及び調査することがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定、施設等利用費の支給及び盛岡市幼稚園等副食者に提供することがあります。
- 法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、法を延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

書類を施設(又は市)へ提出する日を記入してください。
施設(事業)の利用開始日よりも前の日付となっている必要があります。
年度当初の入所の場合は、4月1日付けとしてください。

申請保護者の住所(又は転居後の住所)は盛岡市内であることが必要です。単身赴任等で
両親の住所が異なる場合、申請保護者は盛岡市に住民票をお持ちの方としてください。

1 申請保護者及び申請子ども

				申請日(書類提出日)		令和 8 年 4 月 1 日	
申請 保護者	フリガナ	モリオカ タロウ		申請 子ども との続柄	父	居住地 〒 020 - 0884 盛岡市神明町3-29	
	氏 名	盛岡 太郎				市内転入後の住所 (現住所が市外の場合) 〒 盛岡市	
	生年月日	昭和 59 年 1 月 1 日				日中の連絡先(電話番号)*確実に連絡の取れる順に記入して下さい。	
	個人番号 (マイナンバー)	1234****5678				① 090-****-**** 父携帯 母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	② 090-****-**** 父携帯 母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()
申請 子ども	フリガナ	モリオカ ジロウ		生年月日	令和 2 年 9 月 4 日		現住所(申請者と異なる場合のみ記載)
	氏 名	盛岡 次郎		個人番号 (マイナンバー)	1234****5678		〒

2 申請子どもの家庭の状況

申請子どもと同居している家族を全員記載して下さい。(住民票上の世帯が別であっても、生計を同一にしている方については記入して下さい。)

※ 個人番号は、「裏面4で新3号認定を希望する場合」に限って、父母及び生計の中心者について記入して下さい。

	フリガナ	申請 子ども との続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
1	モリオカ タロウ	父	個人番号		●●株式会社	□有
	大正 昭和 平成 令和		59 年 1 月 1 日			
2	モリオカ ハナコ	母	個人番号		●●株式会社	□有
	大正 昭和 平成 令和		58 年 2 月 2 日			
3	モリオカ サブロー	弟	個人番号		盛岡保育園	□有
	大正 昭和 平成 令和		4 年 4 月 8 日			
4			個人番号		ここでの個人番号の記入は3号認定の 申請を行う場合のみです。	有
	大正 昭和 平成 令和	年 月 日				
5			個人番号			有
	大正 昭和 平成 令和	年 月 日				
ひとり親家庭		□ 該当なし		□ 母(父)子家庭(□離婚 □死別 □未婚)		□ 準母(父)子家庭(年 月から離婚前別居開始)
生活保護の状況		□ 受けていない		□ 受けている(年 月 日開始 担当者:)		□ 申請中

3 利用施設など

施設(サービス)区分	施設名称	施設所在地 ※市外に所在する場合は記入願います。	利用開始予定日 (認定希望日)
☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園 ☐ 特別支援学校幼稚部	施設(事業)の利用開始(予定)日を記入してください。 年度当初の入所の場合は、4月1日としてください。		令和 年 月 日
☒ 認可外保育施設 ☐ ファミリーサポートセンター ☐ 一時あずかり □ 病児保育	盛岡保育園		令和 8 年 4 月 1 日
☐ 認可外保育施設 ☐ ファミリーサポートセンター ☐ 一時あずかり □ 病児保育			令和 年 月 日
☐ 認可外保育施設 ☐ ファミリーサポートセンター ☐ 一時あずかり □ 病児保育			令和 年 月 日

※裏面も必ずご記入ください。

4 申請する認定の種別

新2号が取得できるのは3歳児クラスの子どもからとなります。

認定 種別	☒ 【新2号】申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している。			
	☐ 【新3号】世帯は住民税非課税世帯であり、申請子どもは認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある。			
	認定希望日の 前々年1月1日現在の住所	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)

認定希望日の
前々年1月1日現在の住所

0歳児から2歳児(満3歳を迎えた次の4月1日まで)のお子さんは無償化の対象外ですが、市民税非課税世帯に該当する場合は3号認定での申請が可能です。

5 保育を必要とする事由

母の状況			「保育の必要性の事由」について、区分に応じて記載してください。 複数の事由が該当する場合でも、記入するのは主な区分のみで構いません。
☐ 就労	就労の形態	☐ 外勤・内職	
☒ 妊娠出産	予定日	令和 8 年 5 月 20 日	母子健康手帳の表紙 及び 出産予定日のページの写し
☐ 疾病・障がい等	疾病, 障がい名		身体障害1〜2級、精神障害1級、 療育手帳 A、介護保険 要介護4〜5、 特別児童扶養手当1級 ↓ 障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し 上記以外 ↓ 診断書(市指定様式)
	手帳交付	☐ 有 ☐ 無	
☐ 介護, 看護	被介護者名	(申請子どもとの続柄:)	
	傷病, 障がい名		
	受診等の状況	☐ 入院 ☐ 通院 (月・週 回) ☐ 通所 (月・週 回)	
☐ 求職活動等	活動の状況		不要(後日改めて書類提出を求めることがあります。)
☐ 就学	就学先		在学証明書(専門学校、職業訓練校の場合は、在学証明書、受講決定通知書、時間割表)
	期間	令和 年 月 日まで	
☐ 災害復旧	災害の状況		子育てあんしん課へお問い合わせください。
☐ その他	保育を行うことが困難と認められる内容		育児休業中の継続利用の場合は、 復職予定日が記載された就労証明書 (その他は市へお問い合わせください。)

父の状況			提出時に必要な添付書類
☒ 就労	就労の形態	☒ 外勤・内職 ☐ 自営・農業	就労証明書(市指定様式) (月48時間以上の就労が必要です。)
申請には、右欄「提出時に必要な添付書類」に記載の保育の必要とする事由が確認できる書類(保護者の就労証明書など)の添付が必要です。 申請子どものきょうだいの手続きなどで既に市へ就労証明書等が提出されており、申請子どもの施設(事業)の開始以降の保護者の状況を確認できるものである場合に限り、添付を省略しても差し支えありません。 その場合は、きょうだいの氏名・生年月日・市や園への概ねの提出時期を記載してください。 【例】 下の子どもが保育園に入園したため、その手続きで雇用期間が令和6年2月末までの就労証明書を市へ提出したが、申請子どもが令和6年4月から幼稚園を利用する予定の場合→提出いただいている就労証明書では、申請子どもが施設を利用する令和6年4月以降の就労の状況が確認できませんので、改めて就労証明書等を提出いただくこととなります。			身体障害1〜2級、精神障害1級、 療育手帳 A、介護保険 要介護4〜5、 特別児童扶養手当1級 ↓ 障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し 上記以外 ↓ 診断書(市指定様式)
			不要(後日改めて書類提出を求めることがあります。)
			在学証明書(専門学校、職業訓練校の場合は、在学証明書、受講決定通知書、時間割表)
			子育てあんしん課へお問い合わせください。
			育児休業中の継続利用の場合は、 復職予定日が記載された就労証明書 (その他は市へお問い合わせください。)

6 提出時に必要な添付書類

☐ 上記の保育を必要とする事由を確認できる書類 … 父・母それぞれ1部ずつ御用意ください。			
⇒ 次に該当する方はこの申請書への添付は不要です。 申請子どものきょうだいがある場合は、申請子どものきょうだいの氏名、生年月日、市(園)へのおおむねの提出時期を記載してください。		申請子どものきょうだいなどについて、直近で市(園)へ就労証明書を提出済み場合は申請書への添付は不要となります。この場合はそのきょうだいの氏名、生年月日等を記載してください。	
当該子どもの氏名	生年月日	提出時期	年 月 日頃
☐ 申請保護者のマイナンバーカード(表面と裏面の両方)の写し … 申請保護者分のみ 表面1で記載した申請保護者のマイナンバーが確認できる書類が必要です。			
給付を受けるためには事前申請が原則となります。 就労証明書等の準備に時間を要する場合は、 先に申請書及びマイナンバー確認書類のみを提出してください。			
ア 個人番号が記載された住民票の写し		ウ マイナンバー通知カードの写し(両面) → マイナンバー通知カードについては記載事項に変更が または令和2年5月25日までに変更手続きがとられてい	
イ 住民票記載事項証明書の写し			

盛岡市公式ホームページでも
詳しい認定の手続きや様式を
掲載しています。

職員記入欄 ※申請者は記入不要です。	収受	月 日 確認	月 日 入力	月 日 備考
-----------------------	----	--------	--------	--------